

受理官庁 WS	商工業労働省 (MCIL) (サモア)	附属書 C WS
右の国の国民及び居住者の管轄受理官庁	サモア	
国際出願の作成に用いることができる言語	英語	
願書の提出に用いることができる言語	英語	
紙形式について受理官庁が要求する部数	1	
受理官庁は優先権の回復請求を認めるか (PCT規則26の2.3)?	認める。受理官庁は当該請求に「相当な注意」の基準を適用する。	
管轄国際調査機関	欧州特許庁又はフィリピン知的所有権庁	
管轄国際予備審査機関	欧州特許庁 <sup>1</sup> 又はフィリピン知的所有権庁	
受理官庁に支払うべき手数料	通貨：サモア・タラ (SAT) 及び米国・ドル (USD)	
送付手数料	SAT 200	
国際出願手数料 <sup>7</sup>	USD 1,453	
30枚を超える1枚ごとの手数料 <sup>7</sup>	USD 16	
調査手数料	附属書D (EP) 又は (PH) 参照	
優先権書類の手数料 (PCT規則17.1(b))	SAT 100	
優先権回復請求手数料 (PCT規則26の2.3(d))	SAT 200	
受理官庁は代理人を要求するか?	不要、出願人がサモアに居住している場合 要、出願人がサモアの非居住者である場合	
誰が代理人として行為できるか?	サモアで登録されている代理人又は弁護士	
委任状の提出要件の放棄		
受理官庁は、別個の委任状を提出する要件を放棄しているか?	していない	
受理官庁は、包括委任状の写しを提出する要件を放棄しているか?	していない	

1 この官庁は、国際調査を同官庁が実施する（又は実施した）場合に限り管轄する。

2 この手数料は、一定の条件が適用される場合に90%減額される（附属書C (IB) 参照）。